

令和8年6月

伊那市議会定例会議案書

(追加分)

令和8年6月18日

令和 8 年 6 月伊那市議会定例会議案（追加分）目次

議案第 9 号 伊那市税条例の一部を改正する条例…………… 3

議案第 9 号

伊那市税条例の一部を改正する条例

伊那市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 1 8 日 提出

伊那市長 吉 田 浩 之

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第9号別紙)

伊那市税条例の一部を改正する条例

伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則	附 則
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に</p>

旧	新
<p>規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>11～20 略</p>	<p>規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>11～20 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。